

## 著作権法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 映画の著作物の著作権の保護期間の延長

映画の著作物の著作権の存続期間を公表後五十年から公表後七十年に延長すること。（第五十四条関係）

### 第二 教科用拡大図書の作成、情報化に対応した教育の実施等に係る権利制限の拡大

一 教科用図書に掲載された著作物は、弱視の児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等を拡大して複製することができることとする。（第三十三条の二関係）

二 学校その他の教育機関において授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、公表された著作物を複製することができることとする。（第三十五条第一項関係）

三 教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して公表された著作物を提供又は提示して利用等する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して当該著作物を公衆送信することができることとする。（第二十五条第二項関係）

四 入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として公表された著作物を公衆送信することができることとする。（第三十六条関係）

係)

第三 著作権等を侵害された者の救済を図るための制度の充実

一 著作権等を侵害した者が譲渡した物の数量等に基づき損害額を算定できることとする事。 (第百十四  
条第一項関係)

二 被告が侵害の行為に係る物について否認するときは、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければ  
ならないこととする事。 (第百十四条の二関係)

第四 その他

その他関係規定の整備を行う事。

第五 附則

一 この法律は、平成十六年一月一日から施行すること。

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

